

奈良県告示第四百二十三号

平成四年九月奈良県告示第三百三十七号で告示した奈良県中和福祉事務所、奈良県東和福祉事務所及び奈良県吉野福祉事務所において使用するこれら事務所における共用の所長印は、令和三年三月三十一日限り廃止する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾